

電車の運転上の事故または違反の行為に係る警告措置基準

函館市企業局職員警告措置規程第1条第2号に規定する電車の運転上の事故または違反の行為に関する処分量定については、下表のとおり具体的に基準を定め運用する。

項 目	具 体 的 な 内 容	処分量定	
(1) 電車の運転上の事故等（他の車両との接触事故、施設の破損を伴う事故または乗客に傷害を負わせた事故等をいう。）	ア 当該事故等において、運転取扱いに誤りがなく、かつ、電車運転取扱心得（昭和30年函館市交通局制定）に違反がなかったもの	不問	
	イ 当該事故等において、運転取扱いの誤りまたは電車運転取扱心得の違反の程度が軽微であると認められるもの（国への届出事項に該当しないものをいう。）	注意， 嚴重注意または訓告	
	ウ 当該事故等において、運転取扱いの誤りまたは電車運転取扱心得の違反の程度が大きいと認められるもの（国への届出事項に該当するものをいう。）で、懲戒処分を行う程度に至らないもの	訓告	
(2) 電車の運転上の事故等が発生するおそれがあると認められた事象	ア 異方向運転（路線上で系統誤りをいう。）	嚴重注意	
	イ 信号無視	国への届出事項に該当しないもの	注意， 嚴重注意または訓告
		国への届出事項に	訓告

		該当するもので、懲戒処分を行う程度に至らないもの	
	ウ その他	国への届出事項に該当しないもの	注意， 嚴重 注意または訓告
		国への届出事項に該当するもので、懲戒処分を行う程度に至らないもの	訓告
(3) その他	ア 運転取扱いの誤りおよび電車運転取扱心得の違反はないが、事故および事象の発生後において、事後の対応に不備があったもの		注意， 嚴重 注意または訓告
	イ その他		注意， 嚴重 注意または訓告

- ※ 国への届出とは、軌道法施行規則第35条の2第2項に規定する異常運転等報告書の提出をいう。
- ※ 上記の基準については、平成28年6月1日以降の電車の運転上の事故または違反の行為について適用する。なお、報告義務を怠った場合等は、それらを加味したうえで、処分を行うものとする。
- ※ 職員の職責、処分歴、過失度合い、過去の処分例、社会的影響等を総合的に勘案し、基準によらないで処分をすることができる。